| | | |
|---|---|---|
| 転回灯 | 白熱電灯、航空青の不動光 | 最大百八十カンデラ |

転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個

ロ　五　運用時間中イを⑴に、ロを⑵に変更した。

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項イを次のとおり変更した。

⑴　進入灯、進入角指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、過走帯灯及び転回灯の光度は、飛行場周辺の気象状態等に応じて制御する。

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項中ロを⑵に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年六月三日

**○国土交通省告示第四百九十二号**

富山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所

⑴　指向信号灯以外の飛行場灯火　富山県　富山県富山市新総曲輪一番七号

⑵　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　富山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　富山空港内及びその周辺　富山県富山市

四　変更した事項

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

| | | |
|---|---|---|
| 誘導案内灯 | 蛍光放電灯、航空赤、航空黄、航空白の不動光 | 航空赤平均輝度十カンデラ毎平方メートル、航空黄平均輝度五十カンデラ毎平方メートル、航空白平均輝度百カンデラ毎平方メートル |

誘導路と滑走路との接続点付近

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年六月三日

**○国土交通省告示第四百九十三号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構

二　住所

東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号

三　代表者氏名

代表取締役　鹿倉　一正

四　登録年月日

平成二十二年四月十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構　東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号

**○国土交通省告示第四百九十四号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

旭化成設計株式会社

二　住所

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号

三　代表者氏名

代表取締役　今関　一美

**○国土交通省告示第四百九十五号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構

二　住所

東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号

三　代表者氏名

代表取締役　鹿倉　一正

四　登録年月日

平成二十二年四月十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構　東京都豊島区南大塚三丁目三十四番四号

**○国土交通省告示第四百九十六号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

SGSジャパン株式会社

二　住所

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

三　代表者氏名

代表取締役　曽我　正博

四　登録年月日

平成二十二年四月十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

**○防衛省告示第八十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年五月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

㋑　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

㋓　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第八十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年五月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋖の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

㋑　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

㋒　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

㋓　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

㋔　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

㋕　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

㋖　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒